

# 市民参加実施予定シート

担当課：指導課

予定  
令和7年2月21日時点

## (1) 市民参加の手續の実施予定について

事業 タイトル	教育委員会のいじめ防止に対する取り組み	市が考える 市民等への影響	特にない
正式名称	流山市いじめ防止基本方針		
概要	令和6年8月に改訂された文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、従前のガイドラインにおける「被害児童生徒」や「加害児童生徒」がそれぞれ「対象児童生徒」や「関係児童生徒」に改められたことから、「流山市いじめ防止基本方針」における「被害児童生徒」や「加害児童生徒」等の文言を国のガイドラインと整合するよう表記を改めるとともに、注釈を追記するもの。		上位計画の有無 有(国)

## (2) 市民参加の対象事項について 該当する項目を黒塗り( )

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	国の新ガイドライン上の表記に整合するよう、本方針上の文言を改めるものであり、内容の変更を伴わない「軽易な修正」であることから、市民参加の手續を実施しないこととした。
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

## (3) 市民参加の方法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
複数実施					

## (4) 市民参加のスケジュール(予定)

令和 年度		令和 年度											令和 年度		
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月

## (5) 当初予定からの変更履歴 変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由